

青少年育成市町村民会議組織強化及び活動活性化補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域において青少年育成活動を実施する青少年育成市町村民会議（以下「市町村民会議」という。）の組織強化及び活動活性化を支援するために、栃木県青少年育成県民会議（以下「県民会議」という。）が予算の範囲内において交付する青少年育成市町村民会議組織強化及び活動活性化補助金について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象市町村民会議)

第2条 補助対象市町村民会議は、過去に「市町村民会議設立誘導及び活動定着化助成金」の交付を受けていない団体で、県民会議理事長（以下「理事長」という。）が、認定基準に基づき市町村民会議として認定した新たな団体（以下「対象市町村民会議」という。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、対象市町村民会議が実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 市町村民会議の組織強化を図るために実施する事業。
- (2) 青少年の健全育成を目的として実施する活動の活性化のための事業。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の額は、前条の事業に要する経費の一部として、年額10万円かつ3年間を限度として、予算の範囲内で補助する。

(補助金申請・決定・交付等)

第5条 対象市町村民会議は、補助を受けようとするときは、補助金交付申請書（別紙様式1）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請があった場合には、当該申請に係る内容を審査し、補助の可否・補助金額等を決定し、当該事業を実施しようとする対象市町村民会議（以下「補助金交付市町村民会議」という。）に通知するものとする。

3 補助金交付市町村民会議は、補助金交付請求書（別紙様式2）を理事長に提出しなければならない。

4 補助金交付市町村民会議は、補助対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに理事長に報告し、その指示に従い補助金を返還するものとする。

(関係帳簿の整理等)

第6条 補助金交付市町村民会議は、事業計画に従って適正に事業を執行するとともに、事業執行に係る経費の収支を明らかにした帳簿を備え、その証拠書類を整理しておかなければならない。

(状況報告)

第7条 理事長は、必要があると認めるときは、補助金交付市町村民会議に補助対象事業の遂行状況に関し報告を求めることができる。

(実績報告及び精算)

第8条 補助金交付市町村民会議は、理事長の指定する日までに実績報告書（別紙様式3）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の実績報告書により補助金の額を確定するものとする。

3 補助金交付市町村民会議は、前項により補助金の全部又は一部に変更を生じた場合には、理事長の指示に従い補助金の全部又は一部を返還するものとする。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

(附則)

この要領は、平成21年9月1日から適用する。

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

この要領は、平成25年4月1日から適用する。